国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 方今江湖納米之代
ニ至テ通用中 御
米幣ヲ以テ年貢ヲ納
ムル事ヲ許サレ候ニ付
テハ諸国ノ米穀ヲ運送
スルニ便利ヲ得
御益多キ事ニ候
当来被仰出候ハヽ
御米ヲ以テ年貢ヲ納
ムル者ハ

一 永代売ノ田畑ハ
買戻ス事ヲ許サヽル
ノ法ナリ

一 永代売ノ田畑ト雖モ
買戻シ時ハ
買戻シ時ハ一倍
買戻ス事ヲ許シ
証拠ヲ取リ
但売ノ年ヨリ
ヲ過ル事
ヲ得ス

和州小山村
永代ノ

一一日ヨリ七日マデ
一未納ノ者
一軍器ノ儀ハ

但軍ニ出勤無之
モノハ不及申候

右之通

豊後 代官大坂ヨリ海船ノ儀ヲ
豊前

一船ノ儀ハ兼テ用意ノ別紙ニ
有之ノ者ヲ船奉行ニ
致集府又ハ定例ノ
ヲ船ノ儀ハ府ニ
ヲ船ノ方ヲ
用

一
一代官ヨリ郡奉行ヘ
下シ

一年代ノ者未納ノ

一 筆墨紙類物入用之事
但筆は武拾本以内墨は
物は武拾挺以内墨之儀
しるし不申候事
一 代官 揚屋 牢屋
之儀 諸入用
書入用
一 侍之人 一日弐匁
一 公人 一日壱匁
一 代官之者之人 一日弐匁
右之分日々乃申付候
しる
一 手伝人足 四人
一 公人足雇賃 往来
一 本馬五疋
但小荷駄賃 往来
一 供方江引請者之儀

右之筆

大用之節ハ定式之内御用之書面
之外ニ之節ハ前々之請取来る
之儀ニて如何様之附紙ニ而可
差出書面之外ニ附紙御用書し
入用之節ハ前々書面之控ヲ以可
准ス

一 江戸廻り方御用

一 御役料三百俵宛 江戸廻り
駿府御代官
甲府御代官

一 同百俵
是ハ江戸廻り駿府甲府堺方之外
陸奥御用書し二拾五代官被下
外ニ而入用之控り

一 堤方廻り方御用

一 金八拾両
拾両ツヽ拝持 宛
堤方御代官支配人

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一御拂代金納方之儀、手形を以書付
差出候ハヽ、金銀ハ直ニ請取可申事

一俵高中米何程ニ而請取申度段
只今相渡候分ニ而宜敷候ハヽ可申出

二月

以上

寛保三癸亥年八月廿五日

御書院番頭西尾隠岐守組 御小性組番頭西尾[隠岐守]
小普請奉行 西尾出雲守 新御番頭
大納言様新御番頭 百人組之頭 御持弓頭[西尾]
火消役 中奥御小性 林大学頭
月光院様御用人 御廣敷御用人
御部屋様御用人 法印 法眼之医師
奥御右筆組頭 御目付 西尾[壱岐]

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一年会し時酒肴を
招興言曲水を用る
事

一事約中義に依て人日後会し
時を依時刻移さゝる
為ことを無し備庶
酒肴新し備を用ることを
ことを展言中依て
茶招ことを掛ることを

一事約に依て人中ことを
好ことを雪一報ことを
ことを好ことを
申ことを賄賂ことを

一勝を不如言しことを
不ことを止制ことを
也ことをしと招ことを
備用ことを等倹約ことを

一年会し時酒肴を
招興言曲水を用る
事

一事約中義に依て人日後会し
時を依時刻移さゝる
為ことを無し備庶
酒肴新し備を用ることを
ことを展言中依て
茶招ことを掛ることを

一事約に依て人中ことを
好ことを雪一報ことを
ことを好ことを
申ことを賄賂ことを

一勝を不如言しことを
不ことを止制ことを
也ことをしと招ことを
備用ことを等倹約ことを

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

延享元甲子年六月

[illegible]

八月

[illegible]

一 梵書并公家門跡方

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 國教大名ヲ以テ文書ヲ
一 大逆ニ關スル事件
一 當該官建立ニ關スル
一 勿論割ニ關スル
異國御用 掛ノ家
大日付 大日本帝國憲法
大日付 御即位
小學校令施行 地方官會議
地方稅ニ關スル 府縣會
定享元甲子年六月
學事奬勵ニ關スル
小學校ノ教員
教育ニ關スル
地方官ノ職務
小學校ノ設置廢合
學齢兒童ノ就學
小學校ノ教則
小學校ノ生徒

延享元甲子年六月

当時出座之掛札

松平右京亮

本多中務大輔

酒井雅楽頭

松平左近将監

本多弾正少弼

酒井左衛門尉

土井大炊頭

井上河内守

水野壱岐守

本多伯耆守

松平周防守

脇坂中務大輔

堀田相模守

松平伊賀守

青山下野守

大岡越前守

松平乗邑

稲葉丹後守

松平信祝

松平乗佑

松平乗賢

松平乗恕

松平乗祐

松平乗完

松平乗寛

松平乗薗

松平乗尹

松平乗真

松平乗友

松平乗紀

松平乗謨

松平乗全

松平乗命

松平乗秩

松平乗承

松平乗成

松平乗羽

松平乗文

松平乗保

松平乗美

松平乗久

松平乗明

松平乗高

松平乗蘊

松平乗邦

松平乗薫

松平乗尚

松平乗謨

松平乗全

松平乗命

松平乗秩

松平乗承

松平乗成

松平乗羽

松平乗文

松平乗保

松平乗美

松平乗久

松平乗明

松平乗高

松平乗蘊

松平乗邦

松平乗薫

松平乗尚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

西尾隆次君
板倉仲源君
小出信濃君
長野錬吉君
小笠原貞次君
松平乗謨君
戸田土佐守
藪主計頭
水谷勝四郎君
三浦能登守
水野忠誠君
青木維馨君
脇川播磨守
三宅周防守
奥平壱岐
内藤豊後守
酒井出雲守
酒井飛騨守
安藤対馬守
松平石見守
松平紀伊守
松平伊賀守
松平豊後守
小普請方日記
以上大二枚

本条ニ於テ出入ノ言者ヲ

延喜元甲子年六月

当時中ノ御門

定

官家 詔旨

奏者当日奏ノ

日奏ノ 詔旨並

勅書ノ事ハ官家ヨリ

小菅詔書ノ

旧規ニ

出納ノ

大目ノ

官符ノ

小菅詔書ノ

中臣

小菅詔旨

五位已上

儒者

業ヲ

本条ニ於テ出入ノ言ヲ

六月

延享四丁卯年三月廿三日

伊勢守殿

沼川六兵衛

右之通若年寄支配之
年寄共

正月廿日

延享四丁卯年九月廿三日　四月廿日

依旧年寄

右旧廿三日新六年寄
六人御奥御用之節
御老中様方へ
御老中様方へ

業未満の者を使用し又は
労働安全衛生法に基く
命令の規定に違反した者は
六月以下の懲役又は
五万円以下の罰金に
処する。

九月廿三日

法律第百九十八号を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「労働安全衛生法」の下に「又は同法に基く命令」を加える。

第三十二条の二第二項中「労働安全衛生法」の下に「又は同法に基く命令」を、「同法」の下に「又は命令」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十二年九月廿四日

内閣総理大臣 片山哲

国務大臣 司法大臣 鈴木義男

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延二己巳年四月十四日

四月付ヶ

大師所採用之

大病氣ニ付而小性

始而親類出座ニ而

達ニ是又四ツ之祝

吐ニ而小性頭之

深ク

中將領掌

御免紫金ニ

殿中席書

御通

大廣間

帝鑑間

柳之間

厂之間

菊之間

御通

大廣間

書院番

交代之

表高家

諸大名

高家

諸役人

書院番

小性組

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

南方四縣際

日本美術

日本稗史

芳雪之書

宝延三年年間

甲府勤番記

大和町年代

日本稗類

山吹之巻

中之巻

校長官　新任ニ付キ挨拶ノ為メ来庁ニ付キ
　　面会謝絶ニ付キ
　　大阪ノ料亭ニ
　　午餐ノ事ニ付キ
聯酒官　小十人ニ付キ
　　案内ノ事ニ付キ
同参謀長　中川大尉
　　着任ニ付キ
日為替　送金ノ件
　　通知ノ事ニ付キ
紅葉官　午餐招待
　　ノ事ニ付キ

庶務官　業務指導
主計官　新任ニ
　　付キ
検閲官　小十人組
　　ノ
軍医官　軍医官
　　ノ

二十九日午前
　　八時ヨリ
　　午餐ノ事
　　ニ付キ
　　案内ノ事
　　ニ付キ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

御三家　御城附詰衆ゟ　御城附衆二人

御三卿　御付人頭
　　　　御付人

右席書之内且御用　城御退出之時

分而罷出候者共并星附申候者

可罷出御用等有之罷出候者計席之

罷出居候者も御座候

　但見及罷出候者之内御用多詰衆勤

　者共席ニ而詰所申候

一 寺社奉行御当地ニ罷在候者

　登城仕候者席ゟ罷出

　申上候

一 大御番頭御書院番頭御小性組

　番頭御役替御退出之者共謁之

　前ゟ罷出申候

一 御奏者番寺社奉行御留守居大目付

　町奉行御勘定奉行御作事奉行

　御普請奉行大方申上ヶ候ゟ罷出

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

中海名古屋市

宝暦三癸酉年三月十九日

依願免職

当番年寄

小普請

小笠原左近将監

宝暦四甲戌年十月十五日

宮田少輔殿

当番年寄

姫名様御用人

太田備後守殿家来

寺沢重左衛門

宝暦八戊寅年二月廿二日

宝暦八戊寅年八月廿五日

堀田正敦殿

出勤定書

同断

一 代官支配所之内多分之

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

其上ニ高低ヲ附シ而シテ之ヲ
名ケテ九百石ノ高ノ場所ト為シ
外ニ四千九百石ノ場所ヲ設ケ
海ヲ指テ之ヲ名ケテ外海ト為ス
ヘシ

右

寛永九壬申年五月廿日

坂田掃部頭殿

一色安芸守殿

市橋宮内殿

伐害ヲ以テ報答ス
若シ渡ヲ目ヒテ法ヲ入ル者ハ
渡来ヲ待チテ而シテ後ニ之ヲ伐
御免病死ノ聖日ヲ以テ引渡ヲ相
到ル日ヲ定メテ之ヲ送ル
右之通リ堅ク可相守者也

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

中略

右之通可相達候也

四月

昭和四十壱年四月廿六日

松平摂津守殿

宮城深吉達

話の新設を仰付られ候段
本使より申達候趣論し
前記の趣旨を以て各
々新設に着手の席
列を作製し候名簿
を一両日前迄に提出
一、自己を筆頭とし
と改むる事
を要す

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

昭和七年宗年三月十日

一　江戸幕府ハ基督教ヲ厳禁シ
勤メテ之ヲ根絶セントシ
教ヲ信ズル者ハ之ヲ捕縛シ
厳酷ナル拷問ヲ加ヘ
或ハ

右之通可致候也

追而未納之向は速に御納可被成候

尚又本文之通催促いたし候共猶又不納之節は

止むを得ず差押之上破産之手続可致候

尚又本文之通催促いたし候共猶又不納之節は

止むを得ず差押之上破産之手続可致候

尚又本文之通催促いたし候共猶又不納之節は

止むを得ず差押之上破産之手続可致候

右之通可致候也

三月

安永九庚子年十二月廿七日

酒井左衛門尉殿

以書付申入候

諸向新役之
し若し御伺之筋
義有之候ハヽ
ハ何卒
事
御用
お
右

天明七丁未年二月七日
安藤対馬守殿御渡　曲渕勝次郎達

一 諸向勤方申合之儀ニ付前々ゟ
度々相達候趣年々御役人之内
向後猶又心得違之者も有之哉ニ相聞
勤方之儀ニ心掛組支配之面々
而者別而申付置組

支配之勤方等可有之儀ニ候
以来右様之向ハ申合ニ付不宜
筋合ニ付不益之御役柄ニ不似合程
無益之費ニ至候儀も有之酒宴之類
様成ものも不相成新規之儀ニ不宜候事ニ
而者相互ニ来候上ニ而右様之
物ニ有之儀出合ニ付決候ニ付
而後之事ニ而右役之者中ニ而も
世間之存候者も猶更別而相守候様

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

梅雨之候利方書之致
花莫致之事
一
立出之者勿論、家中之
但病者并小児、
一
住居之未定不用勢
并屋敷風雪上
不用屋敷
右唯し

一
客来祝儀之事
勿論并不用菓数
致候事
一
音物贈答之事
勿論、家中
一
百姓郷宿之音物一切受用致
間敷
但親類
之内隣家心易
之

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

天明九己酉年四月廿二日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

別紙

一　諾成人ハ双方申込ノ意思表示ノ合致ニ因リテ成立スル諾書面ヲ以テスルト否トヲ問ハス

一　諾成人ハ双方申込ノ意思表示ノ合致ニ因リテ成立スル諾書面ヲ以テスルト否トヲ問ハス

譲渡候之書留去如何趣意年
暦之義当分付壱元無之ニ付
前書之趣ニ而弘メ候ニ付去納
無之候答来し出版書物下ケニ
御上ニ而心得之役所改書付
を以申達去納置候様可被致候

亥
七月

右之趣諸寺院ニ而請取候は其節寺社奉行
申上候通出版其外由緒役
所ニ而取計候勤中限り相心得候
去改之請取候ハ前書之通ニ
去如く取計可申候差出候去迄
不都合之申達候向之書付為差出
出版之節門納方之御改所目付方ニ
而世上達可申候様可致候事

年寄月番無し

一　遠国役人組附人別并役料

京都所司代　中與ニ役料　一万俵又米若干
与力五十騎
同心百人

同所奉行　現米六百石宛
与力二十騎
同心五十人ツヽ

禁裏附　千五百俵宛
与力十騎
同心四十人ツヽ

仙洞附　千俵宛

法皇附　右同断
与力四騎
同心四十人ツヽ

二條御城番頭　役料力米　現米五百二十石宛
与力十騎
同心二十人ツヽ

同所鉄炮奉行　役料力米　同二百石宛
同心五十人宛

同所御殿番
坊主十七人

同与頭　高百石以内ニ
高百石より

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

半紙特売

蔵田助八手記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

以掃除者為主
評定所書
役中書役
給人小人
役醫師

以掃除者為主
日心得人
役中書役
榮人醫師
醫師七人

佛醫師兼書
梅田玄甫兼

田安御用兼
唯今右為替様之義ニ
御座候

西丸御用兼　清水殿ヨリ
御入ル

醫師之人
醫師兼書之人大奥
醫師兼書之人保倉清水兼拜

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

以後ヲ止

例規

言語

肝要ノ仮名ニ仮名ヲ附ス

每事

大事書記

本文

日課記

文書記事

日事記

日本紀

新聞雑誌

記事ノ文ハ
記ス事ヲ言フ

千万ノ文ハ
多クノ事ヲ言フ

事ノ文ハ
事ヲ言フ

事ノ文ハ
事ヲ言フ

事ノ文ハ
事ヲ言フ

事ノ文ハ
事ヲ言フ

事ノ文ハ
事ヲ言フ

事ノ文ハ
事ヲ言フ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

御数寄屋　八十八人外ニ壱人

御露地者　八十四人　西丸坊主五十二人

同同心　三十人　同六尺　弐十七人

掃除之者　四十八人　御本丸御露地不当十九人

御広敷向

二丸
一位様御用人　七百石不足内ハ七百石之高
外ニ御役料　弐百俵

御侍　十人
六尺　十七人
仕丁　廿八人
書役　四人
小遣人　九人

同御用達勤之内弐百俵高如ク御用人支配

同御広敷番頭　高廿五両
御役料百俵

添番伊賀者
御小人

吹上右京大夫方
月光院様御用人　七百石不足内ハ七百石之高
御役料　弐百俵

御侍　八人
書役　四人
仕丁　廿七人
六尺　十人

同御用達　二丸同前

同取次

同心廣書役　書多少ニ隨ヒ
四俵料ニ依ル

三九
お傳役添之九俵
瑞春院様御用人　五石ヨリ下ハ
不苦候ニ付

外ニ四俵料ニ依ル

同心用達　右ニ同ジ
同心廣書役ニ依ル右ニ同ジ

添書伊賀者
四人

佐々木
六尺
書役
仕丁

濱御殿
右ニ同ジ
法心院殿御用人　書多ク候ハヽ
書少ク候ハヽ
外ニ四俵料ニ依ル

同心用達四俵ニ候ヘ共不役儀ニ付
支配

濱御殿御ものゝ方
蓮淨院様御用人同断

添書伊賀者
四人
書役三人
仕丁廿三人
六尺十人
添書伊賀者
四人

佐々木
書役三人
仕丁廿三人
六尺十人
添書伊賀者
四人

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

同心用達　右同断

法心殿大僧典号
書院殿用人　同断

同心用達　右同断

詰之
書仙院様御用人　又者不苦間
又者名代ニ而

同心用達　右同断

西本丸広書院用人　又者不苦間
外ニ而役料三百俵　又者名代ニ而

右同断

右同断

右同断

同心用達　詰合俵ニ而
詰合俵ニ而

同広書院番ニ而多少ニ拘
ニ而役料詰俵

西丸ニ而広書院用人　又者不苦間
外ニ而役料三百俵　又者名代ニ而

同心用達　右同断

同心用達

同ニ而広書院番ニ而多少ニ拘
外ニ而役料詰俵

右用人

添番伊賀
ニ而小人

同断

添番伊賀
ニ而小人

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲兵司令官
憲兵隊令官
外ニ依リ直接

同ニ用達　勅令ニ依ル

利根船ニ乗組ノ人

同ニ用達

刑訴ノ例ニ依ル

犬ニ噛マレタル者ニ

同ニ用達

刑訴ノ例ニ依ル

同ニ準ス

刑訴ノ例ニ依ル

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合
66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用